

裁 判 干 渉 論

西 野 喜 一

《目次》

- 一 序
- 二 裁判書の長さ
- 三 裁判書と裁判干渉
- 四 裁判干渉論

一 序

裁判官の独立は憲法第76条第3項の明定するところで、これに対する容喙、掣肘は裁判干渉として堅く忌避されてきたはずのことである。

ところが最近、ある地方裁判所のある判事（本稿では以下仮に「A裁判官」ということにする。）の判決文が短すぎるという理由で次回の再任期に不再任となりそうだという観測が報じられている。本稿は、この問題を素材として、裁判書と裁判干渉ということを考えてみようとするものである。

この件につき、公刊物^(注1)によって私が知り得た事実関係は以下の通りであるので、本稿ではこれを前提として論じる。

「平成16年11月、A裁判官の所属する地方裁判所のB所長は、執務時間中に、所長室で、A裁判官に対し、判決理由が短すぎる、これでは当事者は裁判を受けた気にならない、改善せよ、と言った。

平成17年7月14日、B所長はA裁判官に対し、判決理由を改善するよう

に言ったのに改善しないので、来年の判事再任は無理である、と伝えた。

同年9月8日、A裁判官の人事に関する所長作成の評価書が本人に開示された。そこには、『訴訟当事者から判決文について不満が出ており、平成16年11月、所長から改善するよう勧告したが改善が見られない』との記載があった。A裁判官は、これに対する不服申立書を提出したが、B所長は、内容は変更できない、と回答した。

B所長は、前記勧告につき、『あくまでも先輩としてのアドバイスであり、判決の内容に踏み込んだアドバイスではないので、裁判官の独立を侵すものではない。裁判所は当事者双方の意見をよく聞いて判断したという姿勢を示すことが必要だ』と言っている。

同年10月31日、複数の全国紙が、A裁判官が、地裁所長から判決理由が短いので改善するよう勧告されたが、改善されていないとして、人事評価で減点とされ、それに伴い、平成18年春の再任が注目される、A裁判官の判決が短すぎるという理由で当事者が控訴したケースは複数に及んでいる、と報じた。

同年12月、最高裁判所の下級裁判所裁判官指名諮問委員会は、A裁判官につき、再任を不相当とする答申をまとめた。」

二 裁判書の長さ

1 一般論

民事であれ、刑事であれ、そして判決であれ、決定であれ、裁判書の長さそれ自体については何ら規制がないことは周知の通りである。裁判書に記載しておくべき事項については法定されているが、その長さ、分量、字数については何の規制もなく、担当裁判官の裁量に任されている。

また、古来文章の極意は「簡明達意」ということであって、文章が簡明

であることは、どんな局面であっても、称賛の対象になることはあっても、批判、非難の対象となることはない。もしこれを敢えてする者があれば、文章を論じる資格はないということになるであろう。「簡明」ということと「短い」ということとはもとより別のことであるが、まず短くなければ簡明ではあり得ないのであるから、簡明な文章を書けるようになるまでに、まず文章を短く書くという過程があることは何ら問題のなさそうなことである。

実際、裁判の場で、判断理由の記載が極めて短いという事例はいくらでもある。例えば、最高裁判所の判決の大部分を占める上告棄却の判断は、当事者の上告理由を引用した上で、裁判所としての本体の判断は3行ほどで済ませているものが多いし、定型的な民事保全の決定書では、判断理由は「債権者の申請を相当と認め」という、前文の十文字程度に過ぎない^(注2)。

これらは当事者から、「短すぎる」とも、「裁判を受けた気にならない」とも言われ得るであろうが、それでもこういう事例が問題とされることがないのは、当該事案に即すればこれで十分だという担当裁判官の裁量に基づく判断が尊重されているからである。

2 民事判決書

最高裁判所は伝統的に、判決書は長すぎて、普通の市民には難しすぎる、から、もっと簡潔なものにすべきだと唱えてきた。平成の始め頃に、下級裁判所の裁判官を動員して大々的に展開された新様式判決のキャンペーン^(注3)はこれを顕著に表したものであるし、現行民事訴訟法では、判決書が短くなるよう、判決書に記載すべき事項を旧条文より相当削減したのである。そういう流れの中で本件を見ると、判決理由が短すぎるという理由で再任されない裁判官が出そうだというのは驚くべき事態であって、最高裁判所がA裁判官を再任したくない真の理由は別にあるのではないか、それを正面から不再任の理由とすることは憚られるので、やむなく判決が短

すぎるという強引な理由を持ち出しているのではないかと推測される。

三 本件と裁判干渉

1 問題点

裁判の理由が、短すぎる、或いは、長すぎる、とあって、地裁の所長が「先輩としての助言」であれ^(注4)、その「是正」を勧告すること、つまり、もっと長く書け、或いは、もっと短く書け、と注文すること、そしてそれが単なる感想意見にとどまらず、「是正」に至らない場合には不再任という裁判官にとって最大の制裁を伴うような注文は、裁判に対する干渉にならないのであろうか。

2 検 討

(1) しかし、これに対する答は明らかであろう。およそ裁判官の裁量に任されているような事項について、特定の方向で行動せよという注文が裁判官に対する干渉ではないとすることは到底無理である。司法の過程、即ち、裁判官の判断過程は、ある事件について、①法令の定める手続に従って、②事実を認定し、③それに法規を適用した上、④その結果を言語で表現する過程、と分析し得る^(注5)。このうち、①ないし③の過程については裁判官の裁量が尊重される結果^(注6)、それに容喙することは裁判干渉として許されないが、④の過程についてはそのような制約はなく、裁判干渉にもならないので口を挟み放題、とすることは、解釈としても無理であるし、政策としても妥当でない。

その理由の一は、判断の言語表現を裁判（の一部）ではないとすることがそもそも無理であるということである。裁判官であれば誰しも、自己の

判断を、語彙、文体、長さなどをも含めた上で、どう文章化して一つの完成した形にするか、ということにも心血を注いでいるのであって、判断の言語的有形化は裁判ではない、判決の論理構成が決まった後の文章化は、もうこれは裁判ではないので裁判所以外の他の機関にやらせても差し支えない、という意見に賛同する者はいないはずである。

その理由の二は、裁判の内容と形式を区分することは厳密には無理であろうということである。上記で述べた①ないし④の4区分も概念の整理のための便宜上のものであって、典型的に司法の両輪とされる事実認定と法適用も、実際には混然一体となっているものであることは実務家の常識である。司法の過程のある局面を「裁判の内容ではない」と呼んでこれに対する干渉を許すことは、裁判干渉に対する防波堤に蟻の一穴を開けることであり、ひいては全面的な裁判干渉への防御を困難にするものである。

この点は後にもう一度触れるとして、本件においては、地裁所長が、A裁判官の判決書が短すぎるとしてその「是正」を勧告したことが問題の発端であったようである。しかし、およそ文章の世界において、長いものを短くするのは難しいが、短いものを長くするのは簡単だということは常識である。「ちなみに」とか「それはさておき」と切り出して、関係のありそうなこと、或いは、関係があるのだと強弁できそうなことを書き足していけば、文章でも判決でも、いくらでも長くすることができる。そのようにして引き伸ばした判決に意味のないことは明らかであるが、それはその内容を吟味して、個別の部分の必要性をそれぞれに吟味して初めて言えることである。ここから、内容を離れて長さだけの相当性を議論することができるという前提が誤りであることが容易に知られるであろう。

ここで或いはB所長は、A裁判官の判決が短すぎるとするのは、判決書に現れている絶対的な字数が足りないという意味ではなく、判決に盛り込むべき事項が漏れているという意味だと言うのかも知れない。判決書の字数が少なすぎるという批判や是正勧告がおかしいことは言うまでもないからである。簡明な文章のどこが悪いのか、という再批判に反論できないこ

とになるであろうし、仮に、A裁判官の判決は「簡」ではあっても「明」ではないところが問題なのだ、と言うことにするとしたら、それはもはや文章のわかりやすさ、明晰さということを問擬していることになって、もはや長さ、字数の問題でないことは明白となる。

しかし、問題は判決書の字数ではなく、そこに盛り込まれている内容なのだ、と言うと、今度は、ことは判決の形式であって内容に踏み込んだものではないから裁判干渉にはならず、構わないのだ、という元の弁解が通用しなくなる。

結局、裁判書の長さを問題とすることは、どう解釈しても形式の問題では済まなくなるのである。

その理由の三は、このような裁判所内部からの、それも所長の地位にある者からの「是正」勧告は、間違いなく第一線の裁判官に大きな萎縮をもたらすということである。特に、判決理由の長短などということは、客観的な基準が最初から存在せず、全く相対的なものに過ぎないのであるから、尚更のことである。短すぎる判決書ではクビになるというのであれば、長すぎる判決書でもそうなるのだろうか、文章が高踏的でわかりにくいと言われなければならないだろうか、文章が平易すぎて人を馬鹿にしているようだと言われなければならないだろうか、判決にはある程度の格調が必要だとされている^(注7)が、自分の判決には格調が欠けていると言われるのではないか、判文中に、「ヤレ……だ、ソレ……だ」と書くこと、或いは、「……の美名の下にその実得手勝手な我儘を基底として国辱的な曲学阿世の論を展開するもので読むに堪えない」と書くことは以前は公許されていたことであった^(注8)が、今はまずなくなったのだろうか、説明のため判決文中に自己の著書、論文を引用することは以前は公許されていたことであった^(注9)が、今はまずなくなったのだろうか、判文中に常用漢字にない文字が出てくると言われなければならないだろうか、アンダーラインの使用が目障りだと言われなければならないだろうか、いまだに旧様式の起案方式だと批判されないだろうか、表現がきつ過ぎないだろうか、表現がやさし過ぎないだろうか、等々、まじめな人であればある程、もう

ほとんどきりがいいことになるであろう。

問題は、ここで並べたようなことが、客観的、合理的に相当性を論じ得るようなものであるかどうかということではない。問題は、普通の裁判官に、最高裁判所なり地裁所長なりに自己に対する「減点」の口実を与えるのではないかと危惧させるということである。その結果、判決書のあり方を工夫しようとするのは危険であるという認識が行き渡り、裁判官は実務を改善しようとする意欲を喪失することは確実である。

(2) 裁判干渉といえば、昭和20年代前半には国会側からの浦和事件^(注10)というようなこともあったが、その後は裁判所内部からのものに問題とすべきものが多くなったように思われる^(注11)。昭和44年の平賀書簡事件^(注12)はこれを象徴したものであったが、今回の事件もその延長線上のものと評価できることになるのではなかろうか。

有名な大津事件も、見方を変えれば裁判所内部からの干渉事件でもあった^(注13)が、司法の独立を確立したとされる事件が内部からの干渉を公認した事件でもあったところに、悲劇の芽があったともいえよう。裁判官が、政治家でもなく労働者でもなく、官僚である国^(注14)においては尚更のことである。

3 「勧告」側の事情と被「勧告」側の対応

(1) 本件におけるB所長の是正「勧告」につき、同所長は、これは先輩裁判官としてのアドバイスであると説明しているとのことである(前記一)が、人事権者にストレートにつながり、人事に関する評価書を作成できる地位にある者が、執務時間中に、所長室で、裁判官に言ったことがただのアドバイスであるとするのは難しいであろう。単なるアドバイスであるならば、それは再任名簿登載権を持つ最高裁判所とは無関係に、所長個人のイニシアティブでなされたものでなければならぬ^(注15)が、今の裁判所の事情から見てそのようなことは考え難いし、また本当に「アドバイス」で

あるならば、その勧告に対する「不履行」に不再任という重大な制裁が結びついてはならないからである。本件の事実経過に即してこれを見れば、前記の是正要求は是正の命令とでも言うべきものである。

(2) そこで、最高裁判所なり、B所長なりは、この「勧告」と裁判干渉との関係について内心ではどう考えていたのであろうかということが問題となるが、あり得る可能性は二つある。その一は、これが一種の裁判干渉になることはわかってはいたけれども、A裁判官を何らかの理由で司法部から排除するために敢えて強行したというものであり、その二は、これは判決の「内容」に関するものではないから、裁判干渉ではないと考えていたというものである。

もし前者であったのであれば、司法の衝にある者として驚くべく見識を欠く行動であるし、仮に後者であったのであれば、次の項で述べる通り、軽率な判断であって、いずれにしても司法府の将来を誤らせるものとして、厳しく批判されなければならない。

(3) また、本件の場合には、判決の字数それ自体ではなく、所長が「改善するように言ったのに、改善しない」こと、即ち、所長の「勧告」(「アドバイス」と言ってもよいし、「命令」と言ってもよいが)に従わなかったことが不再任の理由になっているという見方ができるかも知れない。A裁判官に関する人事評価書の記載が、前記の通り、「所長から改善するよう勧告したが改善が見られない」というものであって、判決理由の短いこと自体を難じるものではなかったとすれば、そう解する可能性もありそうである。

しかし、仮にこれが不再任の理由であったのであれば、これは内部からのものとはいえ、裁判干渉に応じなかったことをもって裁判官を不再任とすることになるから、もはや議論の外である。

(4) これは結局、判決書の字数が少ないことについて、ひとたび修正の機会を与えたのになお修正されなかったということと言おうとしているのであろう。また、修正の機会があったのにされなかったということを悪い心

証として使おうという目論みもあったのかも知れない。

ここに至れば、問題は、裁判干渉があった時、或いは、ある裁判官が裁判干渉と信じる圧力があった場合、裁判官としてはどう行動すべきか、ということになることは明らかである。可能性としては二つあるであろう。

その一は、所長（最高裁でも、国会でも、有力政治家でも、マスコミでも同じである。）が言うことだから、自分の信念には反することであるが、不再任を免れるために節を屈して、その意を迎えておこうというものである。

その二は、誰が何と言おうと、裁判干渉（と当該裁判官が考えているもの）に従うことはできないとして、突っぱねることである。

裁判官としてはどちらが望ましいか議論の余地がある、と思う人がいるであろうか。

(5) なお、前記新聞報道によれば、B所長はこの件につき、更に、「裁判所は当事者双方の意見をよく聞いて判断したという姿勢を示すことが必要だ」と言ったそうであるが、これは裁判官の審理姿勢の問題であって、判決書の長さとは関係がない。仮に、A裁判官を不再任とするために同裁判官はその審理も不十分なものであるという印象を与えようとしてこう言っているのであれば、公正さを欠くコメントである。

また、同じく新聞報道では、判決が短すぎるという理由で当事者が控訴したケースがあったというのであるが、当事者がどういう理由で控訴したのかということまで調査した上での記事かどうか疑わしいし、判決理由の長さ如何に拘わらず勝訴当事者は控訴できないはずであるから、これも読者の印象を操作しようとした文章と見てよいであろう。

4 懸念

本件が前例となれば、最高裁が、或いは地裁所長レベルでも、意に添わない裁判官を再任時に再任しないことはますます容易になる。裁判の内容

に容喙することは典型的な裁判干渉として許されないが、判決書の形式を問うことはできるというのであれば、普通の裁判官にとって、よりわかりやすく、効率的な判決書の書式を工夫するのはもはや極めて危険なものとなり、到底やれないことになる。審理のやり方を意欲的にあれこれ工夫するのも同様であって、いつ「判決の内容に踏み込んだアドバイスではない」「勧告」が、「先輩裁判官としてのアドバイス」の形を取って降ってくるかわかったものではないからである。

これでは、普通の裁判官は、実務をそれぞれの工夫によって改善して行くこうとする意欲を失い、ますます小心翼翼たる小役人に墮するであろう。

四 裁判干渉論

本件は結局、判決書の形式を理由として裁判官の判断に干渉することへの道を開いたものと評すべきものである。今後、行政権力者にせよ、或いは立法権力者にせよ、マスコミにせよ、強大な権力を有する者から裁判官の判断に対する干渉があった場合、それが判決の形式に関するものという外観を取っていれば、司法府はこれに反論、反撃するのにその根拠に苦しむであろう。既に本件でその前例を作ったからである。仮に百歩譲って判決理由の長短は、判決の内容そのものではないとしても、これもまた裁判官の判断であり、そして判断の形式と実体が交錯する領域である以上、司法府はここを譲ってはならず、仮にA裁判官の判決理由の長短に関する外部からの批判なるものが創作ではなく本当のものであったとしても、それは裁判官の判断に対する干渉であるとして突っぱね、A裁判官を守るべきであった。境界領域への侵入を許せば、本体領域への侵入を防ぐことも以後極めて困難になることは、歴史が教えているであろう。

最高裁判所は、外部からの批判を恐れる余りであろうか、正面からはねつけるべきものまでそうせずに、そういう批判の対象を切り捨てて取りあ

えずその場を取り繕おうとしてきた結果^(注16)、司法府としての戦線をどんどん縮小する結果となってきたように思われる。それは裁判所に小役人ばかりを増やして裁判所の活力を失わせることであり、その結果、裁判所の存在感は随分低下して、国権の三分の一を担うどころか、国家運営上の一小官署になってしまった感があるのであって、長期的には決して司法府のためになることではなかった。

一般論として、裁判官は独善であってならず、高い識見が求められることは当然である。また同じく一般論として、裁判官としての適格性を欠く者を排除できる制度上のシステムが必要である自体ことも明らかである。しかし、個別の裁判官に対する裁判干渉で対応しようという方策を取ってはならないことも言うまでもないのである。少なくとも裁判所自身が裁判官不再任の理由（又は、その一部）に判決理由の長短を挙げることは、己れの首を締めるようなものであって、悔いを千載に残す結果となることが案じられる。

注

- (1) 平成17年10月31日朝日新聞夕刊、平成17年12月11日新潟日報朝刊、井上薫「我、『裁判干渉』を甘受せず」『諸君!』2006年1月号80頁以下 [2005年]。
なお私は、A裁判官の実際の判決書の長さには全く関心がない。本稿で取り上げている視点からすれば、それは当然のことである。
- (2) 私はかつて某地裁に勤務していた頃、その民事判決(旧条文時代である。)の判決綴りを見る機会があったが、ある裁判官(勿論、本件のA裁判官ではない。)の判決理由は、原則として3行しかなかった(例えば、「請求原因事実は当事者間に争いがない。……の証拠によれば、抗弁「3」が認められる。よって本訴請求には理由がない。』)。たまたま判決理由が7行ほどの判決もあったが、これはよほどの大事件であったのであろう。
- (3) 判例タイムズ715号特集参照(1990年)。
- (4) 先輩裁判官からの助言という形を取っていれば裁判への干渉にならない、という論理は、その先輩が人事権者につながる所長という立場にある以上、もとより無理であり、そのことは昭和44年(1969年)の「平賀書簡問題」(兼

子一＝竹下守夫『裁判法（4版）』113頁注（三）（1999年、有斐閣 参照）を想起すれば明らかである。この平賀書簡問題以来、裁判所は所長からの「先輩としての助言」という形をとった裁判干渉には懲りたのかと思っていたが、そうでもなかったのかも知れない。平賀書簡問題以来既に30年余を経るに至り、喉元過ぎて熱さを忘れたのであろうか。

- (5) 拙著『司法過程と裁判批判論』282頁（2004年、悠々社）参照。
- (6) 本文②の事実関係及び③の法適用に関する裁判官の裁量権は当然であるが、①の手續関係についても、法令の定める範囲内で裁判官の裁量が広く認められるべきことは以前から当然とされていると思われる。
- (7) 司法研修所編『刑事判決書判決起案の手引（平成13年版）』3頁（2000年、法曹会）
- (8) 最判昭和25年10月11日刑集4巻10号2045頁、2058頁。
- (9) 最決昭和50年7月10日判時784号117頁、最判昭和56年12月16日民集35巻10号1407頁。
- (10) 前掲（注4）・『裁判法』39頁注（二）参照。
- (11) これに関する古典的な文献として、家永三郎『司法権独立の歴史的考察（増補版）』92頁以下（1967年、日本評論社）がある。
- (12) 前掲（注4）・『裁判法』113頁注（三）参照。
- (13) その間の事情は、尾佐竹猛『大津事件－ロシア皇太子大津遭難－』132頁以下、特に196頁以下（1991年、岩波書店）に活写されている。また、家永・前掲書（注11）66頁注（3）参照。もっとも、現今とは時代的背景が全く異なっているのであるから、現在の判断基準をもって100年以上前のことを評価してはなるまい。
- (14) 拙稿『裁判官の勉強について』判例タイムズ1191号107頁以下（2005年）参照。
- (15) 前記（注4）平賀書簡事件の場合には、これが私信であり、そして最高裁判所がこれに関与していなかったことは明らかであったから、本人としては純然たる「先輩としてのアドバイス」のつもりであったのであろう。執務時間中に、所長室で、「勧告」がなされたという本件と同日に談ずることはできない。
- (16) 司法部に多大なダメージを与えた昭和46年（1971年）の宮本判事補の再任拒否事件（前掲（注4）・『裁判法』114頁（注三）、253頁（注一））の場合、最高裁が同判事補を再任しなかった真の理由は、最高裁が、名簿登載者が内閣によって任命を拒否されるという事態を恐れる余りの「自己規制」であったのではないかという見方もあったようである。そのような「自己規制」に対する批判として、田中英夫『英米の司法』453頁以下（1973年、東京大学出版会）。

なお、この日本を震撼させた再任拒否事件以来30年を経た現在、その結果を改めて評価することが可能であろう。司法府は、四半世紀単位の長い目を見た場合、この再任拒否事件によって何を得て、何を失ったであろうか。前者が後者より大きいと断言できるであろうか。